

地域未来投資促進法に基づく丹波市固定資産税の課税免除制度

【目的】

地域未来投資促進法第13条の規定により承認を受けた地域経済牽引事業に対し、固定資産税の課税免除の措置を講じることによって企業の立地意欲を促し、産業の集積と活性化を図り、丹波市経済の発展と基盤強化につなげることを目的としています。

【課税免除要件】

次の要件のいずれにも該当している場合に課税免除となります。

- (1) 地域経済牽引事業計画について兵庫県知事の承認を受け、当該事業計画に基づいて企業立地等設備投資を行うものであること。
※企業立地とは、事業の用に供する工場又は事業場の新增設（既存の工場又は事業場の用途変更を含む）を行うこと。
- (2) 兵庫県知事の承認を受けた地域経済牽引事業について先進性や設備投資額等、あらかじめ主務大臣の確認を受けていること。
- (3) 丹波市基本計画の同意の日（令和6年4月1日）から令和10年3月31日まで
に地域経済牽引事業の用に供する施設を設置したものであること。

【課税免除対象となるもの】

地域経済牽引事業の用に供する施設において、次に掲げるものが課税免除対象となります。

- | |
|--|
| ● 合計取得価額が1億円を超える土地、家屋、構築物（農林漁業及びその関連業種については5,000万円を超えるもの） |
| ① 土地
丹波市基本計画の同意日（令和6年4月1日）以後に取得した土地であって、取得の日の翌日から起算して1年以内に土地を敷地として家屋、構築物の建設に着手した土地に限ります。 |
| ② 家屋
地域経済牽引事業の用に供する家屋であって、事務所等に係るものは除きます。 |
| ③ 構築物
地域経済牽引事業の用に供する構築物であって、事務所等に係るものは除きます。 |
| ● 機械及び装置
地域経済牽引事業の用に供する家屋を取得した日の属する年の1月2日（当該家屋を取得した日が1月1日である場合は1月1日）から当該家屋において操業を開始した日までの間に地域経済牽引事業のために取得し、設置した機械及び装置 |

【課税免除対象期間】

土地、家屋及び構築物、機械及び装置について、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分

【その他】

土地が賃貸の場合は、上記の対象資産のうち家屋、構築物、機械及び装置が対象となります。

【申請手続き】

- ① 兵庫県知事による地域経済牽引事業計画の承認 確認先：兵庫県
※ 事業着手前に兵庫県知事の事業計画承認が必要です



- ② 課税の特例に係る主務大臣の確認 確認先：近畿経済産業局
※ 先進性を有する事業として主務大臣の確認が必要です



- ③ 固定資産税課税免除申請 確認先：丹波市財務部税務課
固定資産税課税免除申請書に必要書類を添えて、毎年1月31日までに丹波市財務部税務課に提出してください。

(添付書類)

- ・ 不動産用登記事項証明書及び法人の場合は履歴事項全部証明書
- ・ 家屋平面図及び償却資産配置図
- ・ 事業所全体の建物配置図
- ・ 建築工事請負契約書の写し
- ・ 所得税法又は法人税法の規定による確定申告書の写し及び確定申告書に添付した減価償却資産の償却額の計算に関する書類（明細書）の写し
(法人の場合は確定申告後に速やかに提出してください)
- ・ 地域経済牽引事業計画の承認書の写し
- ・ 課税の特例に係る主務大臣の確認書の写し
- ・ 家屋の年次別建設計画及びその実績の概要を示す書類
- ・ 事業所の経歴、事業の内容を示した書類（会社の経歴書、パンフレット等）
- ・ 上記のほか提出を必要とする書類

④ 課税免除の決定

書類審査及び現地調査等の後、税務課より固定資産税課税免除可否決定通知書を送付します。

お問い合わせ先	：	丹波市 産業経済部 商工振興課 企業誘致係
		Tel (0795) 74-1464 Fax (0795) 74-3005
		丹波市 財務部 税務課 資産税係
		Tel (0795) 82-2003 Fax (0795) 82-1821